

投資奨励委員会事務局 告示

P-11 / 仏暦 2543 年 (2000 年)

件名 地域統括本部に関する事業実施計画および事業範囲の規定

仏暦 2543 年 (2000 年) 8 月 1 日付け、投資奨励業種、規模、条件に関する件、仏暦 2543 年 2 号、投資委員会布告が発令されたことに関し、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 13 条および 16 条に基づく権限により、事務局は、仏暦 2543 年、9 月 22 日、投資委員会の同意を受け、布告の末尾の業種表の業種 7. 9 による地域統括本部に関する事業実施計画および事業範囲を規定することを必要と見なした。以下のとおりである。

『地域統括本部業務』とは、国内および国外の系列の支店あるは企業に対して、監督管理あるいはサービスをすることを意味し、以下の事業実施計画および事業範囲を持つものである。

1. 組織内の経営、管理
2. 事業、マーケティング、販売の振興計画の設定
3. 投資の可能性および投資経済状況の分析の研究教育
4. 布告末尾の業種表の 7. 12 業種により奨励を受けていない研究、および開発
5. 人材養成および開発
6. 通信システム (IT) 組織の設置および開発
7. 建築および土木エンジニアリングを含まない工学技術サービスの寄与
8. さまざまな分野の事業の助言アドバイスを与えること。例えば、金融、マーケティング、帳簿体系など
9. 原材料、部品、完成品の調達サービス、調達に関するその他のサービスを含む。

これらに関しては、この告示が、以後適用となる。

告示日 仏暦 2543 年 (2000 年) 11 月 22 日

署名 スタポン・カウイターノン

投資委員長官